

(公) 化学工学会反応工学部会 CVD 反応分科会 奨励賞規定

1. 本規定は公益社団法人化学工学会反応工学部会 CVD 反応分科会（以下、本分科会 と略す）が若手研究者に対して行う表彰に関して定めたものである。
2. 本表彰は、本分科会が主催する化学工学会秋季大会シンポジウムにて、化学工学の 発展に貢献し得る優秀な一般講演論文を発表し、シンポジウムの活性化に貢献した 若手研究者に対し「若手奨励賞・学生奨励賞」を授与し、その功績を称えることを 目的とする。
3. 表彰対象は化学工学会秋季大会シンポジウムで、化学工学の発展に貢献し得る優秀講演論文を発表し、かつ本奨励賞をまだ受賞していない者であって、以下の資格 を有する者とする。
 - (1) 発表年月日以降の 4 月 1 日時点で原則として満 35 才以下の者
 - (2) 論文の筆頭著者であること
 - (3) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
4. 受賞者は半年後の化学工学会年会において表彰する。
5. 受賞者には本分科会代表の賞状を授与し、記念品を贈呈する。
6. 表彰は表彰時点における本分科会代表名により行う。
7. 本奨励賞選考委員会を本分科会幹事とシンポジウム座長より構成する。奨励賞選考委員会は、本分科会が主催する化学工学会秋季大会シンポジウムにおいて、表彰の対象となる者を発表件数の 10 % 以内（賞対象外講演も含めた件数、小数点以下切り上げ）を目安に奨励賞受賞者として本分科会幹事会に推薦する。－
8. 幹事会は講演奨励賞選考委員会の結果を審議し、受賞者を決定する。
9. 幹事会は受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、かつ本分科会 HP に公示する。
10. 本規定は幹事会の承認を経て改定することができる。

付則 1. この規定は平成 24 年 3 月 20 日 CVD 反応分科会幹事会にて決定。

2. この規定は平成 24 年 3 月 20 日より施行する。